審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　建築住宅課

法令名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	法令番号	平成１８年法律第９１号
手続名	計画の認定	根拠条項	第１７条第３項

審査基準

○　法律による審査基準

第１７条　３　所管行政庁は、第１項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

１　前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。

２　前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

○　高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

（平成１８年国土交通省令第１１４号）

受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間　４５日 標準経由期間　日	目次No.	９２